

## ○五泉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号、以下「省令」という。)及び五泉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた第1号事業者(以下「指定事業者」という。)は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

### (指定の拒否)

第3条 指定事業者の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより、五泉市介護保険事業計画において見込んだ地域支援事業に係るサービス計画量を超過する場合や、地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

### (指定の有効期間)

第4条 法第115条の45の3第1項の指定は、6年ごとに第115条の45の6第1項の規定による更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

### (変更の届出等)

第5条 指定事業者は、当該指定事業所について、別表1掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、変更届出書(第2号様式)により、市長に届け出しなければならない。

2 指定事業者は、第1号事業を再開したときはその再開した日から10日以内に、再開届出書(第2号の2様式)により、市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、第1号事業を廃止又は休止しようとするときはその廃止又は休止する日の1月前までに廃止・休止届出書(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

### (指定事業者の基準)

第6条 介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者の基準は、五泉市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱によるものとする。

### (指定の更新)

第7条 法第115条の45の6の規定による申請は、指定更新申請書(第4号様式)により行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成29年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日の前日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を行う者であって、医療介護総合確保推進法附則第13条ただし書の別段の申出をしないものについては、省令附則第31条ただし書の規定により、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの間、第1号訪問事業又は第1号通所事業を行う事業者として指定を受けた者とみなす。

(準備行為)

3 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。